

防衛省訓令第4号

防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令（平成26年政令第41号）第2条第4号並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第23条第4項、第24条第4項及び第36条の規定に基づき、並びに国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）を実施するため、防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令を次のように定める。

平成26年2月21日

防衛大臣 小野寺 五典

防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 条件付採用期間中の職員の特例（第2条）

第3章 任期付自衛官（第3条－第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 条件付採用期間中の職員の特例

第 2 条 防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令（平成 26 年政令第 41 号）第 2 条第 4 号に規定する防衛大臣の定める職員は、かつて職員として正式に採用されていた者のうち、引き続き地方協力局労務管理課に置かれる職、防衛省以外の国家機関の職、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の職、地方公共団体の機関の職、沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人で防衛大臣が別に定めるものに属する職に就き、引き続きこれらの職に就いていた者で、引き続き職員として採用されたものとする。

第 3 章 任期付自衛官

（応募資格）

第 3 条 任期付自衛官（自衛隊法施行規則（昭和 29 年

総理府令第40号。以下「規則」という。）第21条第1項ただし書に規定する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法（以下「準用配偶者同行休業法」という。）第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される自衛官をいう。以下同じ。）の応募資格を有する者は、自衛官としての勤務期間が1年以上の者で、かつ、次に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者とする。

(1) 陸士長、海士長又は空士長以下 年齢18歳以上の者

(2) 3等陸曹、3等海曹又は3等空曹以上 年齢18歳以上の者で、採用しようとする階級において任期の末日における年齢が、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）別表第9に規定する当該階級の定年に達する日以前の者

（募集の方法）

第4条 任期付自衛官の募集は、幕僚長（陸上幕僚長、

海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。以下同じ。)又は幕僚長の指定する部隊等の長(自衛隊の部隊又は機関の長をいう。以下「指定部隊等の長」という。)が行う。

2 幕僚長又は指定部隊等の長が任期付自衛官の募集を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 応募資格
- (2) 選考の実施時期、実施場所及び実施要領
- (3) 採用予定人員
- (4) 採用予定年月日
- (5) 任用予定期間
- (6) 採用しようとする階級
- (7) 従事させる予定の業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか受験に必要な事項

3 幕僚長又は指定部隊等の長は、任期付自衛官の募集を行う場合には、募集に関して必要な事項について、当該部隊等が所在する区域を担当する地方協力本部長

に通報する。

（地方協力本部長の協力）

第5条 地方協力本部長は、任期付自衛官の募集に関し、要項の作成、広報、志願受付及び志願者に対する通知について必要な協力を行う。

（選考の方法）

第6条 任期付自衛官の選考は、自衛官として勤務をしていた期間の勤務成績が良好である者の中から、口述試験、身体検査及び経歴評定の結果により行う。

2 前項に定めるもののほか、任免権者（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第2章第1節及び第3章第1節の規定により隊員の任免を行う者という。以下同じ。）は、任期付自衛官の選考をするため必要があると認めるときは、学科試験、体力検査その他必要な方法を用いることができる。

（採用の決定及び採用時の階級）

第7条 任免権者は、任期付自衛官の採用を決定した場合には、その者の退職した時の階級若しくは現に指定

されている予備自衛官若しくは即応予備自衛官の階級と同位の階級又はこれらの階級より下位の階級に採用することができる。

（昇任に要する期間）

第8条 任期付自衛官の採用後の最初の昇任に要する期間については、自衛官として在職していた期間のうち、任期付自衛官として採用された時の階級又はそれより上位の階級であった期間（自衛官の昇任に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第62号）第5条に規定する引き続き1箇月以上にわたる休職期間を除く。）に限り、規則第29条に規定する昇任に要する期間に算入することができる。

（任期の更新）

第9条 任免権者は、任期付自衛官として勤務した期間の勤務成績が良好である場合には、任期付自衛官の任期の更新（準用配偶者同行休業法第7条第3項に規定する任期の更新をいう。）を行うことができる。

2 前項の規定により任期を更新される任期付自衛官は

、その者の階級（３等陸曹、３等海曹又は３等空曹以上の階級に限る。）において更新される任期の末日が、令別表第９に規定する当該階級の定年に達する日以前の者でなければならない。

（上申等）

第１０条 幕僚長は、３等陸佐、３等海佐又は３等空佐以上の任期付自衛官の採用又は任期の更新を行う場合には、別記様式第１により防衛大臣に上申するものとする。

２ 幕僚長は、１等陸尉、１等海尉若しくは１等空尉、２等陸尉、２等海尉若しくは２等空尉又は３等陸尉、３等海尉若しくは３等空尉たる任期付自衛官の採用又は任期の更新を行う場合には、別記様式第２により防衛大臣に申請し、その承認を得るものとする。

（採用予定者等への通知）

第１１条 任免権者は、任期付自衛官として採用を決定した場合には別記様式第３により、任期付自衛官の任期の更新を決定した場合には別記様式第４により、採

用を決定された者又は任期の更新を決定された者に通知しなければならない。

（防衛大臣に対する報告）

第 1 2 条 幕僚長は、毎年 5 月末日までに、前年度における任期付自衛官の採用及び任期の更新の状況を別記様式第 5 により防衛大臣に報告しなければならない。

（自衛官の採用の基準に関する訓令等の適用除外）

第 1 3 条 自衛官の採用の基準に関する訓令（昭和 3 0 年防衛庁内訓第 1 号）及び元自衛官の再任用に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 5 9 号）の規定は、任期付自衛官については、適用しない。

（委任規定）

第 1 4 条 この章に定めるもののほか、任期付自衛官の採用等に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成 2 6 年 2 月 2 1 日）から施行す

る。

（自衛官の順位に関する訓令の一部改正）

- 2 自衛官の順位に関する訓令（昭和３５年防衛庁訓令第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「第７条第１項第１号」の次に「又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成２５年法律第７８号）第１１条において準用する同法第７条第１項第１号」を加える。

（任命権に関する訓令の一部改正）

- 3 任命権に関する訓令（昭和３６年防衛庁訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第２７条第３項中「及び」を「、」に改め、「平成１９年防衛省訓令第１５６号）」の次に「及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第４号）」を加える。

（自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令の一部改正）

- 4 自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（

平成１９年防衛省訓令第１５６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第２１条第１項」を「第２１条第１項ただし書」に改め、「採用予定自衛官の」及び「の自衛官」を削る。

第３条第２項第６号中「採用予定自衛官の」を「採用しようとする」に改め、同項第７号中「採用予定自衛官が行う」を「従事させる」に改める。

第８条第２項中「及び」を「又は」に改める。

第９条第１項中「３佐以上（」を削り、「及び３等空佐以上をいう。）」を「又は３等空佐以上」に改め、同条第２項中「尉（」を削り、「１等海尉及び１等空尉並びに２等陸尉、２等海尉及び２等空尉並びに３等陸尉、３等海尉及び３等空尉をいう。）」を「１等海尉若しくは１等空尉、２等陸尉、２等海尉若しくは２等空尉又は３等陸尉、３等海尉若しくは３等空尉」に改める。

第１２条中「平成１４年防衛庁訓令第５３号」を「

昭和 3 0 年防衛庁内訓第 1 号」に改める。

(事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令の一部
改正)

- 5 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成
2 4 年防衛省訓令第 5 号）の一部を次のように改正す
る。

第 5 条第 2 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に
次の 1 号を加える。

- (6) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平
成 2 5 年法律第 7 8 号）第 1 1 条において準用す
る同法第 7 条第 1 項第 1 号の規定により任期を定
めて採用する者をもって補充しようとする官職

第 5 条第 3 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に
次の 1 号を加える。

- (6) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第 1
1 条において準用する同法第 7 条第 1 項第 1 号の
規定により任期を定めて採用する者をもって補充
しようとする官職

第 4 0 条 第 1 項 第 1 号 及び 第 2 号 中 「第 6 号」 を 「
第 7 号」 に 改 め る。

（陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令等の一部改正）

6 次 に 掲 げ る 訓 令 の 規 定 中 「第 2 条 第 1 項」 を 「第 2
条 及 び 防 衛 省 職 員 の 配 偶 者 同 行 休 業 に 関 す る 訓 令 （平
成 2 6 年 防 衛 省 訓 令 第 4 号） 第 3 条」 に 改 め る。

(1) 陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和 3 8
年 陸 上 自 衛 隊 訓 令 第 1 0 号） 第 2 3 条 の 2 第 1 項

(2) 海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和 4 2
年 海 上 自 衛 隊 訓 令 第 4 号） 第 1 5 条 第 1 項

(3) 航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和 4 1
年 航 空 自 衛 隊 訓 令 第 3 号） 第 3 4 条

（教育隊の編制に関する訓令の一部改正）

7 教 育 隊 の 編 制 に 関 す る 訓 令 （昭 和 2 9 年 海 上 自 衛 隊
訓 令 第 1 1 号） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 1 条 中 「海 上 自 衛 官 及 び」 を 「海 上 自 衛 官 並 び に
」 に 、 「第 2 条 第 1 項」 を 「第 2 条 及 び 防 衛 省 職 員 の
配 偶 者 同 行 休 業 に 関 す る 訓 令 （平 成 2 6 年 防 衛 省 訓 令

第 4 号) 第 3 条」に改める。

○ 自衛官の順位に関する訓令（昭和３５年防衛庁訓令第１２号）新旧対照表（附則第２項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（自衛官の順位） 第２条 陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官相互の間における順位は、階級の下位による。 ２ （略） ３ 自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第４５条の２の規定に基づき再任用された自衛官及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１０９号）第２７条第１項において準用する同法第７条第１項第１号又は<u>国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成２５年法律第７８号）第１１条において準用する同法第７条第１項第１号の規定により任期を定めて採用される自衛官は、これらの者以外の同階級の者の下位とする。</u>	（自衛官の順位） 第２条 陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官相互の間における順位は、階級の下位による。 ２ （略） ３ 自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第４５条の２の規定に基づき再任用された自衛官及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１０９号）第２７条第１項において準用する同法第７条第１項第１号の規定により任期を定めて採用される自衛官は、これらの者以外の同階級の者の下位とする。

○ 任命権に関する訓令（昭和３６年防衛庁訓令第４号）新旧対照表（附則第３項関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（准尉、曹又は士たる自衛官の採用） 第２７条 准尉又は曹たる自衛官の採用は、陸空にあつては当該幕僚長が、海にあつては当該地方総監が行う。 ２ （略） ３ 前２項の規定にかかわらず、元自衛官の再任用に関する訓令（昭和３６年防衛庁訓令第５９号）、<u>自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１５６号）及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第４号）</u>の規定による元自衛官の准尉、曹又は士たる自衛官への採用は、陸にあつては陸上幕僚長又は方面総監が、海にあつては当該地方総監が、空にあつては航空幕僚長が行う。	（准尉、曹又は士たる自衛官の採用） 第２７条 准尉又は曹たる自衛官の採用は、陸空にあつては当該幕僚長が、海にあつては当該地方総監が行う。 ２ （略） ３ 前２項の規定にかかわらず、元自衛官の再任用に関する訓令（昭和３６年防衛庁訓令第５９号）<u>及び</u>自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１５６号）の規定による元自衛官の准尉、曹又は士たる自衛官への採用は、陸にあつては陸上幕僚長又は方面総監が、海にあつては当該地方総監が、空にあつては航空幕僚長が行う。

○ 自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１５６号）新旧対照表（附則第４項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（応募資格） 第２条 任期付自衛官（自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号。以下「規則」という。）<u>第２１条第１項ただし書</u>に規定する準用育児休業法第７条第１項第１号の規定により任期を定めて採用される自衛官をいう。以下同じ。）の応募資格を有する者は、自衛官としての勤務期間が１年以上の者で、かつ、次に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者とする。 (1) 陸士長、海士長又は空士長以下年齢１８歳以上の者 (2) ３等陸曹、３等海曹又は３等空曹以上 年齢１８歳以上の者で、採用しようとする階級において任期の末日における年齢が、自衛隊法施行令 （募集の方法） 第３条 （略） ２ 幕僚長又は指定部隊等の長が任期付自衛官の募集を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。 (1)～(5) （略） <u>(6) 採用しようとする階級</u> <u>(7) 従事させる予定の業務</u> (8) （略） ３ （略） （任期の更新） 第８条 （略） ２ 前項の規定により任期を更新される任期付自衛官は、その者の階級（３等陸曹、３等海曹又は３等空曹以上の階級に限る。）において更新される任期	（応募資格） 第２条 任期付自衛官（自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号。以下「規則」という。）<u>第２１条第１項</u>に規定する準用育児休業法第７条第１項第１号の規定により任期を定めて採用される自衛官をいう。以下同じ。）の応募資格を有する者は、自衛官としての勤務期間が１年以上の者で、かつ、次に掲げる<u>採用予定自衛官の</u>階級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者とする。 (1) 陸士長、海士長又は空士長以下<u>の自衛官</u> 年齢１８歳以上の者 (2) ３等陸曹、３等海曹又は３等空曹以上<u>の自衛官</u> 年齢１８歳以上の者で、採用しようとする階級において任期の末日における年齢が、自衛隊法施行令 （募集の方法） 第３条 （略） ２ 幕僚長又は指定部隊等の長が任期付自衛官の募集を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。 (1)～(5) （略） <u>(6) 採用予定自衛官の階級</u> <u>(7) 採用予定自衛官が行う予定の業務</u> (8) （略） ３ （略） （任期の更新） 第８条 （略） ２ 前項の規定により任期を更新される任期付自衛官は、その者の階級（３等陸曹、３等海曹及び３等空曹以上の階級に限る。）において更新される任期

の末日が、令別表第9に規定する当該階級の定年に達する日以前の者でなければならない。

(上申等)

第9条 幕僚長は、3等陸佐、3等海佐又は3等空佐以上の任期付自衛官の採用又は任期の更新を行う場合には、別記様式第1により防衛大臣に上申するものとする。

2 幕僚長は、1等陸尉、1等海尉若しくは1等空尉、2等陸尉、2等海尉若しくは2等空尉又は3等陸尉、3等海尉若しくは3等空尉たる任期付自衛官の採用又は任期の更新を行う場合には、別記様式第2により防衛大臣に申請し、その承認を得るものとする。

(自衛官の採用の基準に関する訓令等の適用除外)

第12条 自衛官の採用の基準に関する訓令(昭和30年防衛庁内訓第1号)及び元自衛官の再任用に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第59号)の規定は、任期付自衛官については適用しない。

の末日が、令別表第9に規定する当該階級の定年に達する日以前の者でなければならない。

(上申等)

第9条 幕僚長は、3佐以上(3等陸佐、3等海佐及び3等空佐以上をいう。)の任期付自衛官の採用又は任期の更新を行う場合には、別記様式第1により防衛大臣に上申するものとする。

2 幕僚長は、尉(1等陸尉、1等海尉及び1等空尉並びに2等陸尉、2等海尉及び2等空尉並びに3等陸尉、3等海尉及び3等空尉をいう。)たる任期付自衛官の採用又は任期の更新を行う場合には、別記様式第2により防衛大臣に申請し、その承認を得るものとする。

(自衛官の採用の基準に関する訓令等の適用除外)

第12条 自衛官の採用の基準に関する訓令(平成14年防衛庁訓令第53号)及び元自衛官の再任用に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第59号)の規定は、任期付自衛官については適用しない。

○ 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成２４年防衛省訓令第５号）新旧
対照表（附則第５項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国家公務員採用試験によらない選考） 第５条 別表第１の左欄に掲げる官職又は試験対象官職以外の官職に補充される事務官等の採用は、選考による。 ２ 別表第１の左欄に掲げる官職のうち次に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、第３条の規定にかかわらず、国家公務員採用試験によらない選考によることができる。 (1)～(5) (略) (6) <u>国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成２５年法律第７８号)第１１条において準用する同法第７条第１項第１号の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職</u> (7) 前各号に掲げるもののほか、国家公務員採用試験合格者を対象とした選考によることが不適當であると防衛大臣が認める官職 ３ 試験対象官職のうち次に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、前条の規定にかかわらず、選考によることができる。 (1)～(5) (略) (6) <u>国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第１１条において準用する同法第７条第１項第１号の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職</u> (7) 前各号に掲げるもののほか、採用試験によることが不適當であると防衛大臣が認める官職 （国家公務員採用試験等に準ずる選考） 第４０条 任命権者又は選考委員会は、次の各号に掲げる場合であって、国家	（国家公務員採用試験によらない選考） 第５条 別表第１の左欄に掲げる官職又は試験対象官職以外の官職に補充される事務官等の採用は、選考による。 ２ 別表第１の左欄に掲げる官職のうち次に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、第３条の規定にかかわらず、国家公務員採用試験によらない選考によることができる。 (1)～(5) (略) (新設) (6) 前各号に掲げるもののほか、国家公務員採用試験合格者を対象とした選考によることが不適當であると防衛大臣が認める官職 ３ 試験対象官職のうち次に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、前条の規定にかかわらず、選考によることができる。 (1)～(5) (略) (新設) (6) 前各号に掲げるもののほか、採用試験によることが不適當であると防衛大臣が認める官職 （国家公務員採用試験等に準ずる選考） 第４０条 任命権者又は選考委員会は、次の各号に掲げる場合であって、国家

公務員採用試験による選考により採用する者若しくは採用試験により採用する者との均衡又は充てようとする官職の特殊性から必要と認めるときは、充てようとする官職に必要な知識、技術又はその他の能力に応じて、国家公務員採用試験又は採用試験の程度に準ずる選考を行うものとする。

(1) 第5条第2項の規定により同項第1号又は第7号に掲げる官職に充てる事務官等を採用する場合

(2) 第5条第3項の規定により同項第1号、第2号又は第7号に掲げる官職に充てる事務官等を採用する場合

2 (略)

公務員採用試験による選考により採用する者若しくは採用試験により採用する者との均衡又は充てようとする官職の特殊性から必要と認めるときは、充てようとする官職に必要な知識、技術又はその他の能力に応じて、国家公務員採用試験又は採用試験の程度に準ずる選考を行うものとする。

(1) 第5条第2項の規定により同項第1号又は第6号に掲げる官職に充てる事務官等を採用する場合

(2) 第5条第3項の規定により同項第1号、第2号又は第6号に掲げる官職に充てる事務官等を採用する場合

2 (略)

○ 陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和３８年陸上自衛隊訓令第１０号）新旧対照表（附則第６項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（公募陸曹課程） 第２３条の２ 公募陸曹課程は、新たに入隊した陸曹（看護師予定者として採用した陸士長を含み、自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１５６号）<u>第２条及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第４号）</u>第３条に規定する任期付自衛官を除く。）の必修課程とする。 ２ （略）	（公募陸曹課程） 第２３条の２ 公募陸曹課程は、新たに入隊した陸曹（看護師予定者として採用した陸士長を含み、自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１５６号）<u>第２条第１項</u>に規定する任期付自衛官を除く。）の必修課程とする。 ２ （略）

○ 海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）新旧対照表（附則第6項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（公募海曹課程） 第15条 公募海曹課程は、新たに入隊した海曹（自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第156号）<u>第2条及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成26年防衛省訓令第4号）</u>第3条に規定する任期付自衛官（第21条において「任期付自衛官」という。）を除く。）の必修課程とする。 2 （略）	（公募海曹課程） 第15条 公募海曹課程は、新たに入隊した海曹（自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第156号）<u>第2条第1項</u>に規定する任期付自衛官（第21条において「任期付自衛官」という。）を除く。）の必修課程とする。 2 （略）

○ 航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）新旧対照表（附則第6項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（公募幹部課程） 第34条 公募幹部課程においては、新たに入隊した幹部自衛官（自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第156号）<u>第2条及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成26年防衛省訓令第4号）</u>第3条に規定する任期付自衛官を除く。）に対し、幹部自衛官としての資質を養うとともに、必要な基礎的知識及び技能を修得させる。	（公募幹部課程） 第34条 公募幹部課程においては、新たに入隊した幹部自衛官（自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第156号）<u>第2条第1項</u>に規定する任期付自衛官を除く。）に対し、幹部自衛官としての資質を養うとともに、必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

○ 教育隊の編制に関する訓令（昭和２９年海上自衛隊訓令第１１号）新旧対照表（附則第７項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（任務） 第１条 教育隊は、２等海士として新たに採用された者（航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第２８号）第１条に規定する海曹候補者たる自衛官として新たに採用された者（以下この条において「航空学生」という。）を除く。）、自衛官候補生、海曹として新たに採用された者（幹部候補者たる<u>海上自衛官並びに</u>自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１５６号）<u>第２条及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第４号）</u>第３条に規定する任期付自衛官を除く。）、３等海曹に新たに昇任した者（航空学生としての教育訓練を修了して海曹に昇任した者を除く。）及び海上幕僚長の定める海上自衛官（以下「練習員等」という。）を教育訓練することを任務とする。	（任務） 第１条 教育隊は、２等海士として新たに採用された者（航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第２８号）第１条に規定する海曹候補者たる自衛官として新たに採用された者（以下この条において「航空学生」という。）を除く。）、自衛官候補生、海曹として新たに採用された者（幹部候補者たる<u>海上自衛官及び</u>自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１５６号）<u>第２条第１項</u>に規定する任期付自衛官を除く。）、３等海曹に新たに昇任した者（航空学生としての教育訓練を修了して海曹に昇任した者を除く。）及び海上幕僚長の定める海上自衛官（以下「練習員等」という。）を教育訓練することを任務とする。